

第 3 8 1 回徳島県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 1 2 日（火） 1 3 : 5 3 ~ 1 5 : 2 7
- 2 場 所 内水面漁場管理委員会室
- 3 出席委員 野口委員、東條委員、歌 委員、久川委員、
高橋委員、谷上委員、横山委員、上月委員、
岡崎委員
- 4 欠席委員 岡田委員
- 5 事 務 局 和泉事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 枝川係長、妹尾係長
- 7 議 題
 - (1) コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示等
について
 - (2) 第五種共同漁業権に係る増殖実施状況及び増殖計画について
 - (3) 共同漁業権の共有請求認可申請について
 - (4) 内水面における水産動植物の採捕の許可等に関する取扱方針
について
 - (5) 漁業上の海面と内水面の境界について
 - (6) その他

8 議事

局長： 定刻より少し早いですが皆さまお揃いですので、それではこれより第381回内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、定員10名中9名が出席されておりますので過半数を充たし、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長、よろしくお願いします。

議長： 改めまして、皆さんこんにちは。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただ今から第381回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、久川委員さんと高橋委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

では、議事に入ります。議題（1）は「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示等について」でございます。それでは、事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料1により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等はございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり委員会指示及び告示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり発出することに決定いたします。

議長： 次に、議題（２）に移りたいと思います。議題（２）は、「第五種共同漁業権に係る増殖実施状況及び増殖計画について」でございます。それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料２により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

議長： ご質問はないでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり告示することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり告示することとします。

次に、議題（３）「共同漁業権の共有請求認可申請について」でございます。

本議題は、昨年末に吉野川漁業協同組合連合会から脱退した３漁協が漁業権の共有を請求する内容です。

共有請求には、私が組合長を務める漁協も含まれています。

「徳島県内水面漁場管理委員会事務規程」第９条において、「委員は自己に関する事件については、議事にあずかることができない」とされていますので、議題（３）については、東條代理に議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 異議なし

（ 会長一時退席 ）

東條代理： それでは本議題（３）について進行を務めます。それでは県から説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料3により説明

東條代理： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： 協議が6月1日の解禁までに間に合わなかったら漁業権がなくなるってことですか。

漁業管理調整課： 漁業権自体は県が取り消すまではなくなりませんので、6月1日に直ちになくなることはないと思います。ただし、6月1日までに共有手続きができなければ脱退した3漁協が遊漁券を販売することはできませんし、脱退した3漁協は吉野川漁連から遊漁券を買わないと魚を捕ることができないということになります。また、共有ができなければ吉野川漁連に免許されている漁業権についても、現在は共有に係る手続きが進行中であるため取消しを行っていませんが、協議が整わないのであれば漁業権を取り消さざるを得ないということになろうかと思います。

委員： アメゴはもう始まっとるでな。

漁業管理調整課： そうですね。

委員： 揉めそうやな。

漁業管理調整課： 既に揉めています。

東條代理： 他にありませんか。無ければ私からいいですか？漁協からしたら漁業権は命と同じで、漁業権無かったら何もできない状態なんですけど。私が組合長になるときに漁協には水協法と漁業法があって、定款を作ったり法律に沿ってなんやかんや面倒くさいですが法律を守らないかん。なり手がいなくて組合長になったんですけど、そのときに話をした人が法律は何かを守るためにある、漁協にしたら組合員さんの利益とか環境とかを守るために水協法や漁業法があるんだと。法律を守られよんじゃなしに、法律を守ることが組合員さん

を守ることじゃと。法律を守っておれば何かあったときに今度は法律が自分を守ってくれるという話をされて、確かにそうだなと。今回この話を聞いたときに、去年の9月1日に漁業権が免許されて、変更後は吉野川漁連とあとの3つの漁協が漁業権を持つと。これは吉野川漁連に免許されているのは上から下まで全部ですよ。あとの3つの漁協は自分のところしか取れないですよ。

漁業管理調整課： 自分のところだけを取る訳ではなくて、今、上から下まである漁業権が共有名義になるということです。

東條代理： 同じ川の権利を3つのところが持つということですか。重複して。それは法律的に問題ないんですか。

漁業管理調整課： 問題ありません。これまでも吉野川の漁業権の中で、上流なら上流、西部なら西部とある程度管轄区域のようなものがあったと思うんですけど、そのような協議は吉野川漁連さんと脱退した3漁協さんでこれからしていただかないといけません。

東條代理： 共有は一つの漁業権を分割するんですか。

漁業管理調整課： 分割はしません。

東條代理： 全部が持つということですか。

漁業管理調整課： そうです。

東條代理： じゃあ4つの漁業権が発生すると。

漁業管理調整課： 違います。例えば一軒の家があったとして、これまで父親の名義だったものを子供二人と母親の4人の共有にするみたいなイメージです。

東條代理： そしたら、共有漁業権を申請して許可する場合でも漁場計画はいらんのですか。

漁業管理調整課： 漁場計画と今の免許はそのまま。現在、吉野川に免許されている内共第16号に対して共有を請求するものです。新たに漁業権を作るとかいうのではなくて、そもそも昨年9月1日に内共第16号を免許した際には、連合会のメンバーとしていた漁協さんなので、脱退後に改めて名義人になるという感じです。

東條代理： そしたら、今回委員会に諮問されたところですが、これはまだ話し合いの入口に立ったところですよ。

漁業管理調整課： そうです。

東條代理： 私の認識では連合会は解散しないといけませんよ。

漁業管理調整課： 共有が成立しなかった場合には解散ということもあります。もしもの話ですが、昨年12月末に3漁協が脱退して、漁業権の共有を希望せずに解散していれば、残った連合会が吉野川のすべてを網羅している訳ではありませんので、適格性を喪失しているとして県は漁業権を取り消さなければなりません。ただ、今回は脱退に当たって漁業権の共有制度が漁業法に謳われているので、この制度により連合会の一員としてではなく単協として吉野川の漁業権を行使したいという希望がありましたので、それは川の資源の管理とかを考えると、むやみに漁業権を無くしてしまっただけで放流もされないというよりは、漁業権を残した上で管理の在り方を変えるという方が川にとってはいいだろうという判断の元で、直ちに漁業権を消すのではなくて、共有という方向を優先して進めているという状況です。

東條代理： そしたら連合会の水協法で、漁業権は漁業法で全然別のものでしょ。そんな水協法に定められた脱退を漁業法でカバーするなんてできるんですか。

漁業管理調整課： 別に水協法をカバーしているのではなくて、漁

業法は漁業権だけをカバーしているものです。

東條代理： 漁業権がなくても漁協は存続できますよね。

漁業管理調整課： できるのかもしれませんが、県としては漁業の根幹は漁業権であると考えておりますので、漁業権がない状態で漁業するんですかという話になれば、なくてもいいんじゃないかという動きになろうかと思いますが。

東條代理： ずっと漁協をしょった人間からしたら一番は環境を守らないかん、魚を守らないかんというのは分かるんやけど、漁業権を切ってしまったら誰でもが魚を獲って川が荒れてしまふ、秩序が乱れるから残しますっていうのは安易になあなあで流してるような気がするんですよ。きちんとした根拠としてですね、こういう状態のときはこういう対処します、といった法令が入ってないもんやから、今この管理委員会でこれは異議ありませんとは私はよう言わんのです。

漁業管理調整課： 漁業権制度自体は、そこで漁業を営む人達、これは組合というのではなくて漁業を営む人達の権利を保護する目的の制度なので、本来漁業権は漁協に対して免許されていますけれども、漁業を営む権利は必ずしも組合員でないといけない訳ではないんです。漁業法の共有の規定は、例えば一つの浜で力の強いA漁協があつて、同じ地域に漁協には属していないけれど代々漁業を営んできた人達がいる場合に、県がA漁協に漁業権を免許した場合に、漁業権は排他的に漁業を営む権利ですから、A漁協に所属していない人達が漁業を営めなくなるとう話になりますよね。そういった人達の漁業を営む権利を守ってあげないといけないという理念の元に、新たに漁業協同組合を作つてA漁協に共有を求めるとかいった場合の制度なんです。今回で言うと、吉野川漁連には上流から下流まで7単協があつて、漁業権を管理するときに7つの漁協で持つよりも1つの連合会を作つてそこが代表して管理する方が便利だからそうなつてたんです。その運営の中でもう一緒にはできないということで出て行くことは、加入脱退の自由がありますので仕方がないんですが、じゃあ出

て行ったからといってこの方々が漁業者じゃないのかという
とそうじゃない。引き続き漁業を営む権利を有していて、そ
の人達が連合会の一員としてやるのは無理だけれど、漁業を
営むという行為自体は続けたいので漁業権を共有させてくだ
さいというのは、法に書かれている内容ですし、ここに関し
て別になあなあでやっているのではなくて、出て行った人達
も漁業者なんですよというところで、共有制度があるので共
有を希望されているのであれば県としては認めてあげるべき
だということで、申請があり委員会に意見を聞くこととなっ
ていますのでお諮りさせていただいている次第です。

東條代理： ルールが決まっていますよね。何人以上減ったらダメで
すよって。放流しなかったら取消しますよとか。これは必要
だからこうなってるんですよね。これいっそ連合会を解散さ
せてしまって7単協にしてしまって、7単協に共有漁業権を
持たせるとかはどうですか。

漁業管理調整課： それも形としてはありだと思いますが、今現在、
連合会自体も適格性がない状態ですし、脱退漁協もすでに漁
業権を喪失している状態です。そこで連合会が解散というこ
とになれば連合会の漁業権は取消しになりますよね。そした
ら共有すらできなくなるんですよ。漁業権そのものが消えて
しまうので、一から漁場計画から始まります。

委員： 漁業権を七つに分けれんからということでしょ。

漁業管理調整課： 漁業権が一旦取り消されると大変なので、残っ
ている間に共有をして、その後で連合会の解散を検討すれば
いいのではと思います。漁業権の取消しを先にすることはあ
まりするべきではないというのが県の意見です。

東條代理： そしたら、私は部外者でよくわからないんですけど、
今、吉野川の中の単協はどうなってるんですか。管理委員会
が異議なしで進めてくださいってなったときに、吉野川がご
ちやごちやしてっていうのでは、何のために認めたかわから
へんし。まったくどないなってるんかわからん状態やし。

漁業管理調整課： ごたごたしてるのは事実なんですけれども、まずは共有請求の認可を脱退漁協に与えてあげないと協議もできない状態です。共有請求は県が認可してはじめて請求できるようになるので、脱退漁協は県から認可をもらってきたので話し合いの場に着いてくださいということが言えるというところですので、まずは認めてあげないと話し合いも進まないという状況です。

東條代理： 県が認可をしますよと言えば、3単協は連合会と話しする必要ないですよ。

漁業管理調整課： そうではなく、認可するのは共有を連合会に請求するということだけで、漁業権を免許する訳ではないです。県から認可を受けて連合会に共有を請求しますと。連合会はこれについて話を聞いてくださいということです。話をする必要がないのではなくて、あくまでも認可を受けた後で脱退漁協は連合会と話をして漁業権の免許状に共有で名前を入れてほしいという話をするということです。

東條代理： 連合会の合意がなくてもいけるってことですよね。

漁業管理調整課： 連合会の合意がなくてもいけるのは認可までです。今後、共有には免許状を書き換えないといけないのですが、そこは連合会と話し合いをして進めていただく必要があります。本来、連合会は適格性を有している脱退漁協からの請求を拒めないとなっていますので、拒むようであれば県として指導はしていきます。

東條代理： このごたごたしてるのはいつ頃からしてるんですか。

漁業管理調整課： ごたごたで言うと平成26年頃から揉めていて、脱退まで発展したのはここ一、二年くらいです。

東條代理： 私は連合会も単協も話を聞いてないからどっちがどっちかわかんけど、異議なしって言うたら3協の方に偏って

るんちゃうかと。

委員： それは事前合意がまだできとらんのやけん、できたらの話でしょ。

漁業管理調整課： 事前合意に向けた認可をという話です。認可に関して事前合意の必要はありません。この後の話は、動き出してみないとどうなるかわかりません。

東條代理： 何かよくわからんけど、今回異議なしってしたら、管理委員会はこれで手を離れるんですか。

漁業管理調整課： 管理委員会は一旦手が離れて、共有の話がまとまれば遊漁規則の認可とか委員会に諮らないといけない手続きが発生した際にお諮りすることが出てくると思います。もしも揉めてしまって共有がまとまらなければ、次は取消しの件でお諮りするようになるかもしれません。

委員： うまく話ができたらいいけどな。

東條代理： 他に何かありませんか。

委員： 一般の釣り師には何も関係ないんですか。放流のこととか。券のこととか。

漁業管理調整課： 今年に関しては遊漁券の販売はできていますけれども、このまま協議が整わずに漁業権の取消しといった状況になれば来年は遊漁券の販売はなくなるのかなと。

委員： なくなるということは自由にどこででも釣りをしていいということになるんですか。

漁業管理調整課： そういうことになりますが、吉野川のような大きな川で放流もされず、自由に釣りができるようになり、全国から釣り人が集まってきた場合にルールがなければ川が荒れるのが目に見えているので、内水面委員会指示といったも

ので吉野川における遊漁のルールを定めるとかいうことも検討する必要があります。

委員： 釣り方も関係なくなるということですか。

漁業管理調整課： 釣り方について今までどおりの秩序をとるのであれば、内水面委員会でここからここまでは友釣りしかしてはならないとか、今まで吉野川漁連が定めている漁業権の行使規則や遊漁規則に定められたルールについて委員会指示を発出するのが暫定的にはいいのかなと思います。

委員： 放流はなくなるんですか。

漁業管理調整課： 放流しないといけない者がいなくなりますので、自然遡上だけになります。

委員： 自然遡上も管理する人がいなくなるんよね。

委員： 第三者として今の説明を聞いて、すごくクリアでわかりやすいんです。第三者なのでわかりやすいのかなと思います。

今回、共有請求しなければおそらく吉野川漁連さんも解散しなければならない状態になる。なので県としてはこの認可申請をして、話し合いの席に着かせるということをして、吉野川の環境を守ろうとしているというふうにとらえたんですけど、そういう点から考えれば、公平に考えれば、今回はこれを認める方向でいくのがいいのではないかと思います。後は2者が協議をしていただいたらいいのかなというふうに理解しました。

漁業管理調整課： 委員にまとめていただいたとおりで、今後認可した後で協議が整わなくて、漁業権の共有も出来ない、適格性も失われて漁業権が取り消されるということが、最悪の事態として考えられるんですけども、現時点で話し合いの場を作るための認可というところで、一旦はそういった猶予を与えた上で、それでも一番大事な漁業権をないがしろにするのであれば取消しもやむを得ないのではないかと思います。

すが、今は取消しの判断を下す場面ではないと考えています。

東條代理： 他に何かご意見ございませんか。無いようでございますので、本件につきましては諮問案のとおり異議のない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

東條代理： ご異議がないようなので、本件については諮問案のとおり異議のない旨、答申することとします。
それでは、以降の議事については会長にお願いしたいと思います。

(会 長 着 席)

議長： 東條代理ありがとうございました。
それでは次の議題（４）に入ります。「内水面における水産動植物の採捕の許可等に関する取扱方針について」でございます。それでは県から、説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料４により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

議長： 何かご質問等はございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり異議のない旨、回答することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり異議のない旨、回答することとします。
次に、議題（５）「漁業上の海面と内水面の境界について」でございます。それでは県から、説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料5により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

議長： 何かご質問等はございませんでしょうか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり異議のない旨、回答することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり異議のない旨、回答することとします。

続いて、議題（6）「その他」でございます。何かございますか。特に予定されている議題はないようです。

議長： 議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

無いようです。それでは以上をもちまして第381回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議お疲れさまでした。

以 上